

令和元年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

令和元年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、17,556千トンとなり、前年度に比べ0.5%の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は14,224千トン（前年度比1.6%増）、食品卸売業は247千トン（同13.1%減）、食品小売業は1,185千トン（同3.1%減）、外食産業は1,900千トン（同11.5%減）となった。

(単位：千トン)

業種	令和元年度	(参考)平成30年度	対前年度増減率
食品産業計	17,556	17,652	-0.5%
食品製造業	14,224	13,998	+1.6%
食品卸売業	247	284	-13.1%
食品小売業	1,185	1,223	-3.1%
外食産業	1,900	2,148	-11.5%

2 食品循環資源の再生利用等実施率

食品産業全体の食品循環資源の再生利用等実施率は85%で、これを業種別にみると、食品製造業は96%、食品卸売業は64%、食品小売業は51%、外食産業は32%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、令和6年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和元年度	(参考)平成30年度	目標値
食品産業計	85%	83%	-
食品製造業	96%	95%	95%
食品卸売業	64%	62%	75%
食品小売業	51%	51%	60%
外食産業	32%	31%	50%

(推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の事業者からの発生量（定期報告値）と年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量の推計値を合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)を基に推計した。

食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（令和元年度推計）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和元年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量（推計値）は、17,556千tとなり、前年度と比較して横ばい（99.5%）であった。

これを業種別にみると、食品製造業が14,224千tと最も多く、次いで外食産業が1,900千t、食品小売業が1,185千t、食品卸売業が247千tの順となっており、食品製造業では前年度と比較して約2%増加したものの、食品卸売業では約13%、外食産業では約12%、食品小売業では約3%減少した。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が12,229千t（70%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,705千t（15%）、減量した量が1,829千t（10%）、熱回収の実施量が445千t（3%）、再生利用以外が348千t（2%）の順となっている。

再生利用等実施率については、令和元年に公表した基本方針において、令和6年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。

令和元年度は、食品製造業のみ目標を達成しているが、食品卸売業は64%、食品小売業は51%、外食産業は32%となっており、業種全体で目標の達成に向けた取組を進める必要。

○ 令和元年度推計値

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

区分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制の実施量	再生利用等実施率	基本方針における目標値
	合計	再生利用の実施量	熱回収の実施量	減量した量	再生利用以外	廃棄物としての処分量			
食品産業計	千t (100%) 17,556	千t (70%) 12,229	千t (3%) 445	千t (10%) 1,829	千t (2%) 348	千t (15%) 2,705	千t 3,623	% 85	%
食品製造業	(100%) 14,224	(79%) 11,292	(3%) 442	(13%) 1,797	(2%) 324	(3%) 368	2,951	96	95
食品卸売業	(100%) 247	(54%) 134	(1%) 2	(5%) 11	(6%) 15	(34%) 85	28	64	75
食品小売業	(100%) 1,185	(37%) 437	(0%) 0	(0%) 5	(0%) 3	(62%) 740	319	51	60
外食産業	(100%) 1,900	(19%) 366	(0%) 1	(1%) 16	(0%) 6	(80%) 1,512	325	32	50

- 注：1 令和元年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査（平成29年度）」（農林水産省）を用いて推計したものである。
 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）

（参考）対前年度比

区分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制の実施量	再生利用等実施率の増減
	計	再生利用の実施量	熱回収の実施量	減量した量	再生利用以外	廃棄物としての処分量		
食品産業計	99.5%	100.4%	108.1%	110.0%	84.2%	90.5%	127.2%	2%
食品製造業	101.6%	101.2%	108.0%	110.2%	84.9%	88.0%	136.9%	1%
食品卸売業	86.9%	87.6%	136.4%	86.0%	71.6%	88.3%	103.6%	2%
食品小売業	96.9%	93.4%	89.5%	120.2%	103.7%	99.1%	102.8%	1%
外食産業	88.5%	92.1%	112.6%	100.6%	76.1%	87.6%	91.5%	1%

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が9,187千t(75%)と最も多く、次いで肥料が1,975千t(16%)、メタンが504千t(4%)、油脂及び油脂製品が473千t(4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が47千t、きこの類の栽培のために使用される固形状の培地が41千t、エタノールが4千tの順となっている。

○ 令和元年度推計値

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の合計に占める割合である。

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	合 計	肥 料	飼 料	きこの類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
	千 t (100%)	千 t (16%)	千 t (75%)	千 t (0%)	千 t (4%)	千 t (4%)	千 t (0%)	千 t (0%)
食品産業計	12,229	1,975	9,187	41	504	473	47	4
食品製造業	11,292	1,653	8,814	40	456	288	38	3
食品卸売業	134	76	43	1	4	8	1	0
食品小売業	437	123	181	—	31	95	7	0
外食産業	366	122	149	—	12	81	1	0

- 注：1 令和元年度推計値は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と「食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29年度)」（農林水産省）を用いて推計したものである。
 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）
 「-」：事実のないもの

(参考) 対前年度比

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別							
	合 計	肥 料	飼 料	きこの類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	エタノール
食品産業計	100.4%	95.6%	101.7%	—	92.5%	97.9%	110.9%	83.8%
食品製造業	101.2%	99.2%	101.2%	—	91.6%	115.3%	112.6%	102.4%
食品卸売業	87.6%	91.5%	100.6%	—	84.0%	41.7%	205.2%	2.2%
食品小売業	93.4%	86.7%	92.9%	—	104.1%	99.9%	107.2%	92.4%
外食産業	92.1%	70.4%	161.7%	—	104.5%	68.8%	65.8%	57.4%

注：きこの類の栽培のために使用される固形状の培地は、令和元年7月の政令改正により規定され、平成30年度以前の数値は推計していないため、対前年度比は算出されない。